



神奈川県 消防設備会報

第54号 令和8年1月



早朝の波乗り

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023
横浜市中区山下町1番地(シルクセンター4F 408号室)
TEL 045-201-1908
FAX 045-212-0971
<https://www.02-ksk.or.jp>
E-mail:info@02-ksk.or.jp



消防設備会報（第54号 令和8年1月）目次

理事長あいさつ 黒澤 麻志	1
新年のあいさつ	
(一財) 日本消防設備安全センター理事長 西藤 公司	2
神奈川県くらし安全防災局長 三浦 昌弘	3
神奈川県消防長会会长 (川崎市消防局長) 望月 廣太郎	4
消防局寄稿 横浜市消防局の査察関連業務について	
横浜市消防局 指導課長 神原 祥司	5
表彰の栄誉に輝いた方々	7
盛況「講習会」等結果概要	8
協会からのお知らせ	
新たな「優良点検事業所」の認定	10
「今年もやります！ 消防設備士試験 準備講座」	11
令和7年7月以降の「主な消防庁通知等」	11

表紙：早朝の波乗り

冬の早朝、寒さに耐えながら湘南の海に富士山を見に行った。
そこには真冬にも関わらず多くのサーファー達が雄大な富士を背に波乗りを楽しんでいた。これは負けられない。
静の富士ではなく、動の富士を撮ってみようと摸索してこの作品が完成した。心の持ちようで作品も変わる。サーファー達に感謝。

(写真・文提供：株式会社東晃防災 清水正仁様)



理事長 あいさつ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

理事長 黒澤 麻志

新年明けましておめでとうございます。2026年、令和8年の新春を迎え、会員の皆様、関係団体、行政機関の皆様に謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。皆様方には、常日頃ひとかたならぬご支援、ご指導、ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

昨年は、国内においては、大きな地震災害は発生しなかったものの降水量が少なかったせいもあるのか全国で林野火災が多数発生しました。特に、岩手県大船渡市の林野火災は、鎮圧までに10日以上、鎮火までには1ヶ月近くもかかった前代未聞の災害でした。

さらに、11月18日、大分県大分市で発生した住宅地での大規模火災。焼失面積は約4万8900平方メートルと、およそ10年前の新潟県糸魚川火災を上回る規模とのことで心が痛みます。

一方、ようやく雨が降ったかと思えば、かつてないような大雨となり、三重県では地下駐車場に大きな被害が出るなど各地で浸水被害が多数起こり、八丈島では、短期間のうちに2つの台風が直撃し、土石流が発生するなど改めて自然の猛威、怖さを感じています。

また、大阪の道頓堀でのビル火災では、消火活動に当たっていた消防士さん2名が尊い命を落とすという痛ましい事件がありました。犠牲になられた方に哀悼の意を表します。

我々消防設備事業者は、少しでもこうした被害の防止・減少につながるよう、高い倫理観と責任感を持って、消防設備に関する適正な設計、施工、点検等に取り組んでいく必要があり、改めて身を引き締めています。

さて、当協会では、新型コロナウィルス感染症の影響により縮小や中止していた事業を、少しずつ復活・充実させています。例えば、昨年8月に開催した消防庁の方を講師に迎えた研修会では、能美防災様、ニッタン様のご協力による最新技術の紹介や新製品のご紹介展示ブースの設置、また11月には、令和2年から中止していたモリタ宮田工業様のご協力による実務・実技研修を開催しました。いずれも多数のご参加をいただき、対面研修の良さ、最新技術等を取得する必要性を強く感じました。

また、来年度に向けては、会員の皆様の業務に必要となる「消防設備士資格」に関して、現在も実施している試験対策の準備講習会を、より一層充実させられないかと検討を進めています。今後も会員の皆様のお役に立てるよう取組を進めていきます。

来年2027年（令和9年）は、協会設立50周年にあたることから、今の時代にふさわしい記念事業の実施に向けて少しずつ検討を進めていきますので、皆様方にもご協力いただきたいと考えています。

最後になりますが、皆様方のますますのご健勝とご発展を祈念いたしまして、年頭のあいさつとさせていただきます。本年もどうぞ宜しくお願いします。



新春のご挨拶

一般財団法人 日本消防設備安全センター
理事長 西藤公司

新春を迎え、皆様に謹んでご挨拶を申し上げます。

当センターは、1975年の設立以来、消防機関や関係業界の皆様から多大なご支援とご指導を賜り、逐次業務の拡充を図ってまいりました。

現在では、消防法令の規定に基づく登録講習機関として消防設備点検資格者等の技術者を養成するための各種講習をはじめ、指定講習機関としてオンラインによる消防設備士講習を行っているほか、登録認定機関及び登録検定機関として消防防災用設備機器等の認定・性能評定、特殊消防用設備等の性能評価を行っております。さらに、消防防災に関する調査研究、違反是正支援事業及び国際協力、各種出版物の刊行等、多岐にわたる業務を都道府県消防設備協会及び消防防災事業団体並びに消防関係業界の皆様と緊密に連携して実施しております。

さて、近年、豪雨、土砂災害等の気象災害による被害が多く発生していることに加え、昨年2月に大船渡市で発生した林野火災は、延焼範囲が約3,370haとなるなど我が国の林野火災としては約60年ぶりとなる大規模なものとなりました。具体的な発火源の特定には至っていないものの極端な少雨が延焼面積を大きくした要因の一つであると言われており、気候変動等による自然災害のリスクはますます高まっています。

また、近年における予防行政に関する課題として、事業所における人手不足、デジタル化、環境対策等について検討される中、当センターとしては、各種講習のオンライン化を進めるとともに、総務省消防庁が進める各種点検のデジタル化にも協力してまいりました。

こうした状況を踏まえますと、社会の安心・安全を守るために課題解決には、点検資格者・消防設備士をはじめとする技術者の育成や消防防災用設備機器等の品質や性能の向上は極めて重要であり、当センターが担うべき責務は非常に大きいと考えております。

引き続き、各事業の円滑な推進を図るとともに、時代の変化に柔軟に対応した積極的な事業展開に努めてまいりますので、本年も皆様の一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様のご多幸とご発展を心からご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。



新年のあいさつ

神奈川県くらし安全防災局長

三浦 昌弘

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会及び会員の皆様におかれましては、平素から、本県の消防防災行政の推進に御協力をいただき、また、消防設備に係る技術指導や、各種の普及啓発事業にも御尽力いただいており、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、住民の安全を脅かす大規模な災害が、全国各地で相次いで発生しています。

昨年2月には岩手県大船渡市にて林野火災が発生し、本県からも派遣要請を受けた緊急消防援助隊神奈川県大隊が、広範囲にわたって消火活動にあたりました。

また、昨年11月に大分県大分市で発生した火災は、死者1名、約170棟に及ぶ建物が焼損する甚大な被害をもたらしました。

さらに、近年、台風による被害が激甚化・頻発化するとともに、首都直下型地震、南海トラフ地震などの大規模地震の発生も懸念されています。

大規模地震が発生しますと、建物倒壊や土砂崩れ、津波などのほか、火災も多く発生します。

阪神・淡路大震災では285件の火災が、東日本大震災では300件以上の火災が、能登半島地震では輪島市などで多数の火災が発生していることが報告されています。

こうした大規模災害時に、その被害を最小限に抑えるためには、日頃からの消防に関する不断の取組が何よりも重要です。

県では、大規模災害が発生し、被災地の消防本部だけでは対応しきれない場合は、県と県内消防本部が一丸となって被災地を支援する「かながわ消防」の取組を進めており、その一環として、県内全ての消防本部が参加する訓練を行い、県及び各消防本部の連携体制の強化と救助隊等の技能向上を図っています。

また、県消防学校に設置している全国最大規模の訓練施設「神奈川版ディザスターシティ・災害救助訓練場」について、令和5年度に、住宅密集地の火災やビルの倒壊現場等を想定した訓練ができる施設を整備するなど、訓練機能を拡充しました。

これからも、このような取組を積極的に実施し、本県の災害対応力の向上を図ってまいります。

貴協会は、消防設備士や消防設備点検資格者等の育成と資質向上を図るため、各種講習会を積極的に実施され、防火対象物の安全を守る重要な役割を担う人材育成に取り組まれるなど、県民が安全で安心して生活できる環境づくりに、大きく貢献されています。

県といたしましては、貴協会をはじめとする関係機関としっかりと連携を図り、「県民の安全・安心の確保」に向けて、消防防災行政の一層の推進に取り組んでまいりますので、今後とも貴協会の皆様から、より一層のお力添えをいただけますようお願い申し上げます。

結びに、一般財団法人神奈川県消防設備安全協会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝・御活躍を心から祈念申し上げて、新年のごあいさつといたします。



新年のあいさつ

神奈川県消防長会会長（川崎市消防局長）

望月 廣太郎

令和8年の輝かしい新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会の皆様には、平素から消防行政の円滑な推進に格別の御支援と御協力を賜り、神奈川県消防長会を代表し厚く御礼申し上げます。

また、消防用設備等に関する技術指導や各種講習会をはじめ、様々な事業をとおして地域の防火防災を推進し、県民の安全・安心のため御尽力されておりますことに深く敬意を表し感謝を申し上げます。

さて、昨年を顧みますと、全国各地で、地震、豪雨、台風など多様な災害が相次ぎました。特に、岩手県大船渡市や陸前高田市で発生した林野火災では、尊い命や貴重な財産が失われる甚大な被害がもたらされました。神奈川県からは各消防本部より、延べ275隊、1014名の隊員が緊急消防援助隊として、11日間にわたる活動を行いました。

さらに7月には、カムチャツカ半島沖で発生した巨大地震により、津波警報・注意報が発令され各地において津波が到達しました。今後30年以内に高い確率で発生すると言われている南海トラフ地震や首都直下地震といった巨大地震等への防災・減災対策が急務であると再認識したところでございます。

私ども消防機関は、こうした災害の実態等を踏まえ、県民の安全・安心を確保するため、神奈川県と県内消防本部の協力・連携体制を一層強化し、直面する諸課題の解決に結束して取り組むとともに、地域及び関係機関との連携のもと、震災・水災等大規模災害対策の推進や消防広域応援体制の充実・強化、超高齢社会の進展に伴い増大する救急需要への対策など、消防力の更なる向上に全力を挙げて取り組んでいく所存でございます。

また、防火・防災に向けた安全対策につきましては、防火対象物における消防法令違反等の是正の徹底や事業者による初動対応能力の向上、防炎物品の普及促進等を推進するとともに、住宅用火災警報器の設置の促進と併せて、適正な維持管理等、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を進めるためにも、消防・防災全般にわたり事業を展開されております貴協会の皆様方の御協力が不可欠でございますので、どうか今後とも、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が災害のない平穏な一年となりますよう、そして、貴協会の限りない御発展を心から祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

横浜市消防局の査察関連業務について

横浜市消防局 指導課長 神 原 祥 司

1 はじめに

横浜市内における令和7年上半年の火災の傾向を見てみると、火災件数は412件で令和6年の上半年と比較し、83件増加しており、過去10年で2番目に多い件数となっています。そのうち、建物火災が267件となっており、この数値は過去10年で最多となっています。出火原因では、「放火（疑いを含む）」が82件、「たばこ」が69件となっています。

火災概況から見ても、火災予防は非常に重要な役割を担っております。そこで、本稿では、火災予防の業務である査察関連業務について、ご紹介させていただきます。

2 消防の立入検査は招かれざる客？

「私、○○消防署の△△と申します。□□さんの所有する◇◇ビルの立入検査を実施したいので、立入検査の立会いをお願いしたいのですが、○月でご都合のよろしいお日にちはありますでしょうか。」

消防署からこのような連絡があり、「立入検査」というキーワードを聞いて、「嫌だな。」「来て欲しくない。」と多くの方が思われるのではないかでしょうか。消防が行う立入検査では、消防職員から質問を受け、消防法令等の規定に適合していなければ、違反を指摘され、それを改善し、消防署に報告しなければなりません。建物オーナー等の関係者からすれば手間暇かかるもので、立入検査を実施する消防職員が歓迎されないのもわかります。

3 立入検査の目的

ここで、消防の立入検査の目的をご紹介します。立入検査は、建物の防火安全対策が適切に実施されているかを確認し、出火危険や人命危険を事前に排除し、市民の皆さまの生命、身体、財産を火災等から守るために実施しています。しかし、建物の防火管理を行う責任は、消防側ではなく、「管理権原者」、いわゆる建物のオーナーやテナント入居者、契約形態によっては、管理会社などが負います。火災で建物利用者に被害が生じた場合、また、火災が発生しなくとも、建物や消防用設備等を適切に管理していない場合に罰せられるのは管理権原者なのです。

責任がある一方で、消防法令等は、複雑な条文もあり、管理権原者が適切に建物を管理していると思っていても、知らず知らずのうちに消防法令等に違反しているということもあります。違反していることに気付かず、火災等により、建物利用者に何かあれば、「消防法に違反しているとは知りませんでした。」で、済む話ではありません。

そこで、消防職員が立入検査を行い、消防の観点からの火災危険性が潜在する箇所や消防法令等に適合していない箇所があれば、指摘という形でお伝えし、是正指導します。見方を変えれば、管理権原者が責任を問われないために、火災危険や被害拡大の危険を排除するアドバイスをしているとも言えます。

4 立入検査を行う消防職員は管理権原者の味方

過去、死傷者が発生した建物の火災で、その店舗の経営者等が実刑判決を受けた判例はいくつあります。そのうち、平成19年に発生した兵庫県宝塚市のカラオケボックス火災を一つの事例として紹介します。

建物は、地上2階建て、延面積は218.14m²。1階厨房で従業員が揚げ物調理中、目を離した隙に火事、2階にいた8人が煙にまかれて逃げ遅れ、死者3名、負傷者5名多くの死傷者が発生しました。消防法上の主な違反は、①防火管理業務違反（防火管理者の未選任、消防計画の未作成、消防訓練の未実施）、②防炎物品未使用、③消防用設備等設置義務違反（消火器具、非常警報設備、避難器具、誘導灯など）でした。

この火災で、店舗の防火管理責任を担う経営者は禁錮4年、従業員は禁錮1年6月の実刑判決を受けました。防火管理などの注意義務を怠っていたため、裁判で、過失と認められました。

この事例から読み取れるように、建物の管理権原者は、消防職員の指摘の有無に関係なく、防火上必要な措置を講じるべき業務上の義務があります。管理権原者は、自主防火管理体制の構築に加え、消防法令等に適合した建物にするため、消防の立入検査による指摘事項をアドバイスと捉え、指摘事項については是正を進め、建物利用者の安全を確保してもらえばと思います。立入検査を行う消防職員は、管理権原者の味方なのです。

5 おわりに

本市では、消防法令違反対象物が関係した火災で、消防法違反が人命被害の拡大に影響したような事例は、幸いにも生じていません。しかしながら、消防法令等に遵守した建物であるということは、災害による人命危険の回避に大きく影響します。

我々、消防機関は立入検査で違反を指摘し、是正指導を行います。それでも是正されなければ、警告・命令といった上位措置に移行する場合もあります。繰り返しになりますが、最終的に、その消防法令等を遵守するのは、防火管理の責任者である管理権原者の皆さまです。それぞれの責務を全うすることが、建物を利用される方々の安全・安心につながります。このことのご理解を切にお願いします。

.....

消防設備士免状は10年ごとに書換が必要です

◎免状の写真は10年以内ごとに書換が必要です。

- ・書換え期限の過ぎた免状をお持ちの方は至急書換手続きを行ってください。
- ・免状の記載事項（本籍・氏名等）に変更があった場合は書換をしてください。

※『書換・再交付申請書』は県内各消防署・消防本部で配布しております。

また、消防試験研究センターのホームページからもダウンロードできます。



問い合わせ先：一般財団法人 消防試験研究センター 神奈川県支部 TEL:045-633-5051

ホームページ：<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

表彰の栄誉に輝いた方々

令和7年度 消防設備関係功労者等表彰式

令和7年10月17日（金）、前日までの雨とは打って変わって秋晴に恵まれた中、受賞者の皆さん、消防庁長官、日本消防設備安全センター理事長ほか全国消防長会会長など多数の来賓出席のもと、明治記念館において「消防庁長官表彰」及び「一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰」が挙行されました。

当協会からは、次の方々が、永年にわたる消防用設備等の適正な配置及び維持管理等に尽力し、県民の安全安心に大きく貢献された功績が認められ受賞されました。

心よりお慶び申し上げますとともに、今後ますますのご活躍を祈念いたします。

一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰受賞者

◇消防設備保守関係者表彰

奥山 健一 様 株式会社協商 代表取締役
川副 英彦 様 株式会社カワゾエ 代表取締役
武富 克仁 様 清新防災株式会社 代表取締役

◇消防用設備等点検済表示制度推進優良事業所表彰

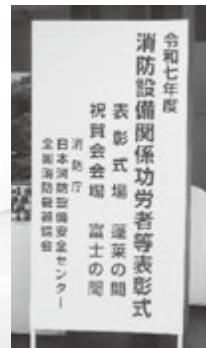
株式会社 トミ・管理サービス 様（代表取締役 嶋田 祐司 様）

令和7年度 消防設備関係功労者等 表彰式



武富様 奥山様 黒澤理事長 川副様 嶋田様

令和7年度 消防設備関係功労者等 表彰式



盛況「講習会等」結果概要

令和7年度 消防用設備業務講習会 開催結果

建物の安全対策の視点から、消防用設備等従事関係者、消防職員等を対象に、最近の予防行政の動向、消防用設備等の新技術などを紹介し、適切な消防用設備等の設置及び維持に対する理解を深め、建物の安全安心の推進に寄与するため開催しました。

○令和7年8月29日（金）13：30～16：30 会場：神奈川労働プラザ 受講者数145名

内 容	講 師
予防行政の動向について	総務省消防庁 予防課設備係長 閑 洋 氏
新P型火災受信機「進PⅣ」と最新R型火災受信機「R26C」のご紹介	能美防災株式会社 横浜支社 施工管理課長 釜野 聰 氏
新商品と屋内位置情報サービス	ニッタン株式会社 位置情報システム部 部長 小松 正仁 氏



黒澤理事長 あいさつ



総務省消防庁 閑 氏



能美防災（株） 釜野 氏



ニッタン（株） 小松 氏

令和7年度 実務・実技研修会 開催結果

消防用設備等従事関係者や消防職員等を対象に、最新技術の習得、技能の向上及び点検済表示制度の普及を図るため、モリタ宮田工業様の全面協力により開催しました。この研修会は、新型コロナウィルス感染症の影響により令和2年度から中止しており、久しぶりの開催となったにもかかわらず、定員を超える多数の申し込みがあり、抽選により30名の方が参加されました。

○令和7年11月13日（木）13：30～16：30 会場：モリタ宮田工業（株）設備工場 受講者数30名



当日は、最近何かと話題になる駐車場やセルフスタンドで多く設置されている「泡消火薬剤法の改正動向」、全国で被害が多発している「Li-ion火災」に関する座学、屋内実験場での「分電盤用自動消火器装置の実演」、EV車両火災に効果を発揮する「車両火災用ノズル」「簡易型止水版」の実演など、とても内容の濃い研修会となりました。

< 研修内容 >

- | | |
|----------------|---------------------------|
| 泡消火薬剤法改正の動向 | → 駐車場用及びセルフスタンド用泡消火薬剤 |
| 近年のLi-ion火災の紹介 | → 発火原因、消火の原理、動画上映 |
| 資機材紹介 | → 止水板・消火ブランケット |
| 消火実験 | → 分電盤用自動消火装置の実演、住宅用消火器の実演 |
| 質疑応答 | |

これからも、世の中の動向等を踏まえたタイムリーな研修会を提供し、皆様のお役に立てるよう取り組んでいきます。



協会からのお知らせ



新規

新たに<優良点検事業所>が認定されました

○「優良点検事業所」とは、表示登録会員の事業所が消防用設備等の点検業務を実施する際、申請に基づき、当協会の地区別点検推進指導員が立会い、点検時の事前準備、安全管理、点検状況、さらには点検従業員の服装やモラルなどを含めた総合的なチェックを行い、**基準を満たしていると判断された場合、認定委員会の審査を経て「優良点検事業所」として認定される当協会独自の制度**です。

○令和7年度は、新たに次の事業所が認定されました。

有限会社 大井設備（取締役社長 門川典弘様） 小田原市浜町2-13-15

<門川 取締役社長のコメント>

昨年度、協会の理事長表彰を頂戴いたしました。誠にありがとうございます。この受賞をきっかけに、これまで我々がやってきたことは正しかったのか、何か修正すべき点はあるのか等を専門家の眼によりチェックしていただき、今後の業務に役立てていこうと考え「優良点検事業所」の認定にチャレンジしてみました。

点検当日は、点検推進指導員の方は、我々よりも相当早く到着されており、建物管理者とのあいさつはもとより、建物の外部・内部をすでに把握していました。そのため、大変スムースにチェックが進み、社員一同とても緊張しながらも平常心で点検作業を進めることができました。

その後、無事に認定されたとのご報告をいただき、ほっとしています。今後は、「優良点検事業所」としての名に恥じぬよう、より一層精進してまいります。このたびは本当にありがとうございました。

<点検時の様子>



<今年もやります!!> 消防設備士試験 準備講座



○消防設備士の仕事に必要な「消防設備士免状」。工事整備対象設備等の種類により、たくさんの免状の種類があり、なかなか難しい試験となっています。当協会では、皆さんの試験合格に少しでもお役に立てるよう、**試験対策のノウハウを満載した「試験準備講座」**を毎年開催しています。

○現在、様々な場面で皆様のニーズを把握しています。例えば、「講座は平日の夜にしてほしい」「土日の昼間じっくりやりたい」等々、皆様のご意見をお寄せください。

※ホームページの「お問い合わせ」からご意見をお寄せください。※個別回答はいたしません。

○来年度（令和8年度）についても開催予定です。詳細が決まりましたら、ホームページ等でお知らせしますのでご確認ください。※4月以降、準備ができ次第公表。



令和7年7月以降の主な消防設備関連通知等

発番号等	日付	発信者	標題
消防予第333号	7月30日	消防庁予防課長	「自家発電設備、蓄電池設備及び燃料電池設備に係る技術基準の運用について（通知）」の一部改正について
消防予第331号	7月30日	消防庁予防課長	閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令等に係る運用について（通知）
消防災第130号 消防広第299号 消防予第376号 消防特第157号	8月29日	消防庁防災課長 広域応援室長 予防課長 特殊災害室長	「林野火災の予防及び消火活動について（通知）」の改正について
消防予第383号	8月29日	消防庁次長	火災予防条例（例）の一部改正について（通知）
消防予第384号	10月1日	消防庁予防課長	消防法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）
消防予第410号	10月3日	消防庁予防課長	消防用設備等の点検要領の一部改正について（通知）
消防予第470号	10月16日	消防庁予防課長	「違反処理標準マニュアル」の改正について（通知）
事務連絡	11月7日	消防庁予防課	既存の病院及び診療所におけるスプリンクラー設備の設置状況等について
消防予第496号	11月12日	消防庁予防課長	改正火災予防条例（例）の運用等について
消防予第497号	11月12日	消防庁予防課長	「火災予防条例（例）中に規定する標識類及び届出書の様式について」の一部改正について
消防予第444号	11月12日	消防庁予防課長	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布等について
消防予第509号	11月14日	消防庁予防課長	リチウムイオン電池等から出火した火災の調査について
事務連絡	12月2日	消防庁予防課	NTT固定電話網のIP化に伴う消防機関へ通報する火災報知設備の接続回線に係る対応について

※総務省消防庁ホームページ「令和7年 通知・通達」のページより、予防関連のものを抽出。

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/2025/>

— 安全・安心の証 — ラベル貼付で大きな安心を

消防用設備等点検済表示制度は、消防法に基づく消防用設備等の点検義務を確実、適正に実行し、防火対象物の安全性を確保することを目的として、全国の各都道府県消防設備安全協会が実施している全国共通の制度です。

「点検済票（グリーンのラベル）」は、防火対象物の関係者や利用者に、大きな安心を与え、点検事業者の技術と誠意の「証」として、

- ・表示登録会員が点検した「消防用設備が正常であること」を証明します。
- ・点検事業者の「点検責任」を明確にします。
- ・防火対象物の関係者の適正な点検励行に対する意識を高揚します。



— 消火器用 —



— 消火器以外の設備用 —



優良点検事業所認定制度の活用を！

○ 優良点検事業所認定制度とは

消防用設備等の点検業務を確実に履行し、点検従業員の服装やモラルなどを含め、総合的に審査基準を満たしている表示登録会員の事業所を、『優良点検事業所』として認定する当協会独自の制度です。認定により、防火対象物の関係者の信頼を得るとともに、点検現場の労働環境の改善や点検に携わる人々の社会的地位の向上も期待され、業界全体の躍進の一助につながるものです。

○ 手続き、立会調査、審査は

地区別点検推進指導員が点検に立合い、点検時の事前準備、安全管理、点検状況などをチェックします。「認定等委員会」の審査を経て、認定が決定されます。

○ 優良点検事業所に認定されると

- ①当協会のホームページに「事業所名」等を掲載。
- ②「認定証」及び「金ラベル証」を無償で交付。
- ③防火対象物に「表示プレート」を無償で貸与。

<金ラベル証>



<表示プレート>



※「金ラベル証」は、消防用設備等点検結果報告書（正副）の様式右下に貼付できます。

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地

(シルクセンター4階 408号室)

TEL (045) 201-1908

FAX (045) 212-0971

<https://www.02-ksk.or.jp>

E-mail : info@02-ksk.or.jp